



令和7年嘉川駐在所だより

幸の橋5月号

発行
嘉川駐在所
河崎 晃

自転車の新たな交通ルールを知っていますか？

5月は自転車月間です。令和6年11月から、自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されました。

「自転車も乗れば車の仲間入り」「飲酒運転絶対禁止！」

交通ルールと交通マナーを守って安全運転しましょう。

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ながらスマホ

酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正
自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転時 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

山口県警察



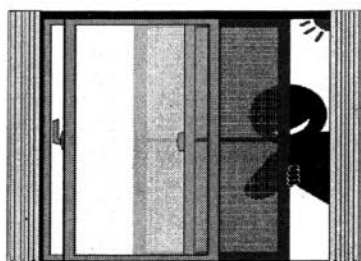
侵入盗を防ごう

侵入盗には、窓ガラスを壊したり、合鍵を使用して侵入する手口等もありますが、昨年、県内で被害に遭った住宅のうち、約6割は鍵をかけていませんでした。

侵入盗を防ぐため、

- 鍵かけの習慣化
- 防犯機器の活用
- 鍵の管理
- 犯罪の発生しにくい環境づくり

等に注意しましょう。



不法就労・不法滞在防止ご協力を

「不法就労とは」

- 不法滞在者等が働くケース
- 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
- 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

の3つの場合です。

不法就労者を発見した場合や、雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合は、出入国在留管理庁や警察署に連絡してください。